

# ★ 平成 28 年 4 月から、 標準報酬月額の上限額や標準賞与額の年度 累計額が見直しされます。

## ● 改正の内容 ●

### 1. 標準報酬月額等級区分の上限改定

*現在	*平成 28 年 4 月から
47 等級 上限 1,210 千円	50 等級 上限 1,390 千円

等級	標準報酬月額	報酬月額	
47	1,210 千円	1,175,000 円 以上 ～ 1,235,000 円 未満	* 被保険者および事業主 の保険料負担が上昇し ます。
48	1,270 千円	1,235,000 円 以上 ～ 1,295,000 円 未満	
49	1,330 千円	1,295,000 円 以上 ～ 1,355,000 円 未満	
50	1,390 千円	1,355,000 円 以上	

追加

### 2. 標準賞与額の年度累計額の引き上げ

*現在	*平成 28 年 4 月から
540 万円 (年度)	573 万円 (年度)

## ～ 新制度 Q&A ～

Q：標準報酬月額の新等級での保険料徴収は、いつからですか？

A：平成 28 年 4 月分保険料（5 月徴収分）より適用されます。

Q：標準賞与額の年度累計額の「年度」は、いつからいつまでの期間ですか？

A：「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのことです。